

日 薬 業 発 第 263 号
平成 30 年 10 月 18 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 山 本 信 夫

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省保険局長より下記のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

高額介護合算療養費及び高額医療合算介護（介護予防）サービス費の申請手続きにおいて、情報提供ネットワークシステムを活用した情報連携を行い、被保険者の申請手続きの簡素化等を図るため、今般、健康保険法施行規則等の関係省令が改正されました。

これまでは申請手続きにおいて、申請者は関係保険者に対して申請書を提出することとされていましたが、基準日医療保険者を経由して提出できることとなり、その場合、関係保険者は自己負担額証明書を申請者へ交付する必要がなくなる等が示されております。

今回の一部改正は、平成30年10月11日から施行となります。

つきましては、貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について
(平成 30 年 10 月 11 日付け保発 1011 第 2 号・厚生労働省保険局長)
2. 平成 30 年 10 月 11 日官報 (省令第 123 号)

以上

保発 1 0 1 1 第 2 号
平成 3 0 年 1 0 月 1 1 日

全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
地方厚生（支）局長
社会保険診療報酬支払基金理事長
健康保険組合連合会長
日本医師会長
日本歯科医師会長
日本薬剤師会長

殿

厚生労働省保険局長
（公 印 省 略）

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 123 号）については本日公布及び施行することとされたところです。改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、御了知の上、関係各位への周知徹底を図られるとともに、施行に向けて十分にご留意いただきますよう、お願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」（平成 23 年 1 月 31 日政府・与党社会保障改革検討本部決定）等を踏まえ、高額介護合算療養費及び高額医療合算介護（介護予防）サービス費（以下「高額介護合算療養費等」という。）の支給の申請手続において、情報提供ネットワークシステムを活用した情報連携を行い、被保険者の申請手続の簡素化等を図るものである。

第2 改正の内容

1 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）の一部改正

ア 高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付に係る申請において、高額介護合算療養費等に係る支給を受けようとする申請者は、従来は関係保険者（計算期間（毎年8月1日から翌年7月31日までの期間をいう。以下同じ。）において加入していた医療保険者又は介護保険者をいう。）に対して提出することとされていた申請書を、基準日医療保険者（基準日（計算期間の末日をいう。）において申請者が被保険者として加入している医療保険者をいう。）を経由して提出できることとなること。

※ 個人番号については、関係保険者は個人番号利用事務実施者、基準日医療保険者は個人番号関係事務実施者として、取り扱うことが可能である。

イ 基準日医療保険者を経由して申請書が提出（ア）された場合、関係保険者は自己負担額証明書を申請者へ交付する必要がなくなること。

2 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）の一部改正

船員保険法施行規則についても、1の改正内容に準じた改正を行うこと。

3 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）の一部改正

国民健康保険法施行規則についても、1の改正内容に準じた改正を行うこと。

4 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）の一部改正

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則についても、1の改正内容に準じた改正を行うこと。

第3 施行期日

平成30年10月11日から施行すること。

○厚生労働省令第百二十三号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第百四十三号）第四十三條の四第二項、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第百四十号）第十三條第二項、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九條の四の四第三項、介護保険法施行令（平成十年政令第百四十二号）第二十二條の三第十項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十二條の三第十項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第百三十八号）第十六條の四第二項の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月十一日

厚生労働大臣 根本 匠

健康保険法施行規則の一部改正

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	<p>（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等）</p> <p>第九條の十一（略）</p> <p>2 保険者は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項に規定する場合又は第五項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。</p> <p>一 五 六（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 第一項の申請書は、同項第三号に掲げる医療保険者を経由して提出することができる。</p>	改 正 前
改 正 後	<p>（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等）</p> <p>第九條の十一（略）</p> <p>2 保険者は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項に規定する場合又は第五項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。</p> <p>一 五 六（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>（新設）</p>	改 正 前

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	<p>（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等）</p> <p>第九條（略）</p> <p>2 協会は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項に規定する場合又は第五項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。</p> <p>一 五 五（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 第一項の申請書は、同項第四号に掲げる医療保険者を経由して提出することができる。</p>	改 正 前
改 正 後	<p>（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等）</p> <p>第九條（略）</p> <p>2 協会は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項に規定する場合又は第五項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。</p> <p>一 五 五（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>（新設）</p>	改 正 前

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第三条 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	<p>（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付申請等）</p> <p>第二十七條の二十七（略）</p> <p>2 市町村又は組合は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、申請者に対し、次に掲げる事項を記載した証明書（令第二十九條の四の二第一項第三号に掲げる額に関する証明書を除く。）を交付しなければならない。ただし、第五項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。</p>	改 正 前
改 正 後	<p>（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付申請等）</p> <p>第二十七條の二十七（略）</p> <p>2 市町村又は組合は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、申請者に対し、次に掲げる事項を記載した証明書（令第二十九條の四の二第一項第三号に掲げる額に関する証明書を除く。）を交付しなければならない。</p>	改 正 前

1-56 (略)	3-4 (略)	5 第一項の申請書は、同項第三号に掲げる医療保険者を経由して提出することができる。
1-56 (略)	3-4 (略)	(新設)

（介護保険法施行規則の一部改正）
 第四条 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。
 （傍線部分は改正部分）

7 6 3-5 (略)	7 6 3-5 (略)	改 正 後	改 正 前
7 6 3-5 (略)	7 6 3-5 (略)	改 正 後	改 正 前

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正）
 第五条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を次の表のように改正する。
 （傍線部分は改正部分）

7 6 3-5 (略)	7 6 3-5 (略)	改 正 後	改 正 前
7 6 3-5 (略)	7 6 3-5 (略)	改 正 後	改 正 前

(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正)
 第六條 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第二百二十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(年間の高額療養費の支給及び証明書の交付申請等) 第七十條の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 後期高齢者医療広域連合は、<u>第一項の規定による申請書の提出を受けたときは</u>、被保険者に対し、次に掲げる事項を記載した証明書を交付しなければならない。 一 一六 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第七十一條の十 (略)</p> <p>2 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、被保険者に対し、次に掲げる事項を記載した証明書を交付しなければならない。ただし、第五項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。 一 一六 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第一項の申請書は、同項第四号に掲げる医療保険者を経由して提出することができる。</p>	<p>(年間の高額療養費の支給及び証明書の交付申請等) 第七十條の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 後期高齢者医療広域連合は、<u>前項の規定による申請書の提出を受けたときは</u>、被保険者に対し、次に掲げる事項を記載した証明書を交付しなければならない。 一 一六 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第七十一條の十 (略)</p> <p>2 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、被保険者に対し、次に掲げる事項を記載した証明書を交付しなければならない。 一 一六 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(新設)</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。